

星野リゾートトマムスキー場

商業登録制度利用約款

2025/2026

星野リゾートトマムスキー場商業登録制度利用約款

1.目的

星野リゾートトマムスキー場（以下「当スキー場」といいます）商業登録制度（以下「商業登録制度」といいます）は、当スキー場でお客様が得る体験の質を高いレベルで維持することで、お客様の安全と楽しさを向上するための取り組みです。商業登録制度を利用する方（以下「登録者」といいます）は、本約款の定めに従うものとします。

2. 定義条項

本約款において、文脈から別の意味に解釈すべき場合を除き、次の各語は本条で定める意味を有するものとします。

（１）商業登録制度

当スキー場エリア内において収益活動が出来るライセンスを示します。

（２）収益活動

個人・企業を問わず、当スキー場施設・ゲレンデを使用したレッスンを示します。参加者の有料・無料は問いません。

（３）スノースポーツスクール

当スキー場敷地内においてスキー・スノーボード等の指導等を行う、団体、企業又は個人をいいます。

3. 商業登録制度への登録について

商業登録制度に登録するためには 次条の登録条件を満たす必要があり、条件を満たさない場合に登録の取り消しを行うことがあります。

4.登録条件

商業登録制度の登録条件は次のとおりです。

- （１） 第三者賠償責任保険に加入すること。(1 事故につき最低 2 億円)
- （２） 当スキー場にて常勤で日本語の対応ができるスタッフを雇用し、当スキー場にて事故やケガ等が発生した場合の緊急時に対応ができる体制を構築すること。
- （３） 新規申請者が登録申請する場合は規定登録人数を10名以上とし、かつ他スキー場での活動実績を証明すること。インストラクター及びガイド個人が登録できる認定校は1校のみとし重複登録は認めない。2025年12月15日までに規定登録人数を登録できない場合、認定取り消しとする。
- （４） スノースポーツスクールの代表者（校長）は日本国内および国際インストラクターライセンスISIA 公認レベル 2 相当以上の資格を保有し、その監督下において雇用する全てのインストラクターは、日本または国際的なスキー及びスノーボード統括団体が発行した下記のスノースポーツの資格を有すること。また代表者（校長）は現地常勤であること。
 - (a) 国際インストラクターライセンス ISIA 公認レベル1以上
(<https://isia.ski/members>)

(b) SAJ 又は JSBA 1 級以上、

(c) SIA ステージ 1 以上

- (5) 登録者自身が雇用又は業務を委託する全ての従業員とインストラクター・ガイドは、日本で法的な就労許可を得ている者であるか、許可を得る必要がない者であること。
- (6) 登録者自身が雇用又は業務を委託する全ての従業員とインストラクター・ガイドは、日本国内において、法令に違反するような行為を行わない者であること。
- (7) 全てのインストラクターは、勤務中は登録者によって制定されている制服を着用していること。
- (8) 全てのインストラクターは当スキー場発行の商用リフト券を購入し、使用すること。
- (9) 登録者は、商品の概要が確認できるウェブサイトを開設し、これを公開し運用していること。
- (10) 登録者はレッスンの販売価格について、当スキー場オフィシャルスクールの価格を尊重し、下記の表のように1時間単価14,750円（30分単価7,375円）以上の販売価格を設定すること。

人数 時間	1名	2名	3名	4名	5名
30分	¥7,375	¥9,375	¥11,375	¥13,375	¥15,375
60分	¥14,750	¥18,750	¥22,750	¥26,750	¥30,750
90分	¥22,125	¥28,125	¥34,125	¥40,125	¥46,125
120分	¥29,500	¥37,500	¥45,500	¥53,500	¥61,500

※120分以上のレッスンは上記の表と同様に加算して計算

5.適用外

次の場合には、商業登録制度の登録は必要ありません。

- (1) 学校教師が学校の授業として生徒に対して一時的または短期間に教える場合
- (2) 地域のスポーツ少年団、スキー連盟等の活動で教える場合
- (3) 星野リゾートトマムの公認スノースポーツスクール
- (4) クラブメッドトマムのスノースポーツスクール
- (5) ツアーの案内のみを目的としてお客様に同行し、レッスン行為は一切含まない場合
- (6) 星野リゾートトマム独自の裁量により事前に許可をした場合

6.行動規範

登録者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 登録者は日本の法規を遵守した運営をすること。
- (2) 登録者は当スキー場の運営に協力し、指示に従うこと。
- (3) 登録者は当スキー場の利用約款及び本約款を遵守すること。
- (4) 登録者は閉鎖されたコースや立入禁止の区域へ進入しないこと。
- (5) 登録者は常にインストラクターの質の向上に努めること。
- (6) レッスンを行う場合、コースの使用方法は当スキー場の認めた利用方法に限ること。

（７）収益活動を行う際は、商用リフト券（シーズン券を含む。）の購入及びそれと一緒に発行される腕章を着用すること。

（８）登録者は、当スキー場との連絡内容及び商業登録に関する情報を、第三者に開示してはならない。

7.警告・登録の取消し

お客様が得る体験の品質及び登録者を守る為、4. 登録条件及び 6.行動規範に反した収益活動を行った場合、その登録者に警告をいたします。その警告に従わない場合は登録を取り消します。その際、いかなる場合・理由であっても返金いたしません。

8.取り締まりと未登録への対応について

1. 当スキー場エリア内において収益活動を商業登録制度に未登録の状況で実施することを禁じます。スタッフが、リフト券について確認する場合があります、下記の項目を確認します。

(a) リフト券の種類

(b) 所持者の名前及び顔写真

(c) リフト券の WTP 番号

2. 未登録で収益活動をしている個人・企業が確認された場合、その個人・企業が利用している今シーズン期間のシーズン券・リフト券の無効措置を行い、罰金 30万円を徴収します。また、今後一切の当スキー場への立ち入り、および利用をお断りします。その場合、いかなる理由があってもシーズン券・リフト券代金は返金しません。

3. 未登録者による収益活動・販売促進活動を防止するため、当スキー場利用者の違反行為の取締り（撮影等による証拠保全を含みます。）を行う場合があります。

9.損害賠償について

1. 当スキー場の利用によって登録者及びレッスンの参加者を含む第三者（以下「第三者」といいます）に生じた損害においては、当スキー場の故意又は過失に起因する場合を除き、当スキー場は責任を負わないものとします。

2. レッスンに関して、第三者が当スキー場に対して、苦情や訴えを行った場合には、登録者は解決に向けて協力するものとします。

10. レッスンについて

登録者はいかなる場合でも、レッスンを行うにあたり次の項目を遵守しなければなりません。

（１）レッスンを行う全てのスタッフは、4. 登録条件に記載のある基準を満たすこと。

（２） レッスンを行うインストラクターは必ず腕章をつけること（腕章 1 人 1 枚）。

（３） 一般ゲストのスキーヤー・スノーボーダーを優先し、他のグループとは相互に譲り合いながらレッスンを行うこと。

（４） ゲレンデ・コース上では「星野リゾートトマムスキー場利用約款」に則り、ルールとマナーを遵守すること。

（５） 登録者は各月の受け入れ件数と人数について翌月の 10 日までに星野リゾートトマム

ムスキー場担当者へ報告をすること。

11. 料金

カテゴリー	商品	料金（税込）	備考
商用リフト券	商用シーズン券	259,000円	譲渡・貸与不可
	商用1日券	39,000円	譲渡・貸与不可
	商用リフト券		
その他	シーズン券/時間券再発行手数料	3,000 円	
	腕章再発行	10,000 円	

<料金に関する注意事項>

1. 価格は税込みです。
2. 商用リフト券は商業登録をされている方のみ購入していただけます。購入の際に身分証明書と資格証をご提示ください。
3. 商用リフト券をご利用の場合、一部割引・同伴者割引は適用外となりますので、ご了承ください。
4. 商用シーズン券には登録者の氏名、腕章には登録者の管理番号が記載されたものを利用するものとし、登録者以外への譲渡・貸与は認めません。商用リフト券を紛失・破損された場合、再発行手数料3,000円（税込）、腕章を紛失・破損された場合、再発行手数料10,000円をお支払いいただくことにより、再発行いたします。
5. 料金のお支払いは、受付日当日の現地払い又は 3 日前までの事前入金でお願いいたします。

12. 登録方法

商業登録制度の登録方法等は次のとおりです。

- (1) 受付場所：リゾートセンターチケット&インフォメーション

※ 受付時間：13:00～16:00

- (2) 受付内容：商業登録・商用リフト券販売

- (3) 受付方法：商業登録は、受付場所にお越しいただき手続きを行います。受付日は、事前にご予約をお願いいたします。受付日7 日前までに必要書類（①許可申請書、②顔写真入りスタッフ名簿、③資格証と身分証明書(運転免許証、在留カード等)、④第三者賠償責任保険の保険証書コピー、⑤ユニフォーム写真を添えてメールにてお送りください。登録の可否について審査の上、ご連絡いたします。

受付日当日は、受付時間内に受付場所へお越しください。

必要書類の確認、料金のお支払いを頂いた上で、インストラクター本人に対して、商用リフト券と腕章をお渡しいたします。

（料金のお支払いは、受付日当日の現地払い又は 3 日前までの事前入金でお願いい

たします。)

(4) 連絡先：電話：0167-38-2111、メール：ski@slowtomamu.co.jp

＜登録方法に関する注意事項＞

5. 7 日前までの事前予約制とし、受付日に商用リフト券と腕章をご用意いたします。
6. 収益活動を行う際は、商用リフト券専用腕章を着用していただきます。
7. 商用リフト券と専用腕章はシーズン終了後にご返却ください。商用リフト券専用腕章を紛失された際は¥10,000（税込）を徴収いたします。
8. スタッフ名簿に記載されている登録者のみ、商用リフト券を購入・使用していただけます。
9. 活動内容・目的・場所等により、商用リフト券の販売・使用を制限することがございます。
10. 商業登録取消の際は、いかなる場合であっても返金いたしません。
11. 申請者が次のいずれかに該当する場合、当スキー場は登録を承認しないことがございます。
 - (ア) 登録者数が当スキー場の定める定員に達した場合
 - (イ) 審査の結果、申請者の事業内容が当スキー場の運営方針に適合しない、または登録が不適合であると判断した場合

13. 準拠法及び裁判管轄について

本約款は日本法に従って解釈され、本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

14. 本約款の変更

本約款は、民法上の定型約款に該当し、本約款の各条項は、登録者の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

本約款の変更は、本約款の変更内容がこのウェブサイト上で公表された後、指定された効力発生日から適用されます。

附則

最終変更掲載日 2025 年 6 月 30 日

効力発生日 2025 年 6 月 30 日